

1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：東京都

代表者の氏名：東京都知事 小池 百合子

事務所の所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

2. 対象事業の名称及び種類

名 称：東京都市計画道路放射第 35 号線及び東京都市計画道路放射第 36 号線
(板橋区小茂根四丁目～練馬区早宮二丁目間) 建設事業

種 類：道路の新設

3. 対象事業の内容の概略

本事業は、「東京都市計画道路放射第 35 号線及び東京都市計画道路放射第 36 号線」のうち、板橋区小茂根四丁目を起点とし、練馬区早宮二丁目を終点とする延長 1.97km の区間（以下、「計画道路」という。）において、平面構造で 4 車線道路を整備するものである。

事業計画の概要は表 3-1 に、事業区間周辺図は図 3-1 に、事業区間位置図は図 3-2 に示すとおりである。

事業区間と交差する石神井川から環状第 8 号線にかけては、現在 2 車線の特例都道第 441 号がある。

また、事業区間の地下には、東京メトロ有楽町線・副都心線がある。

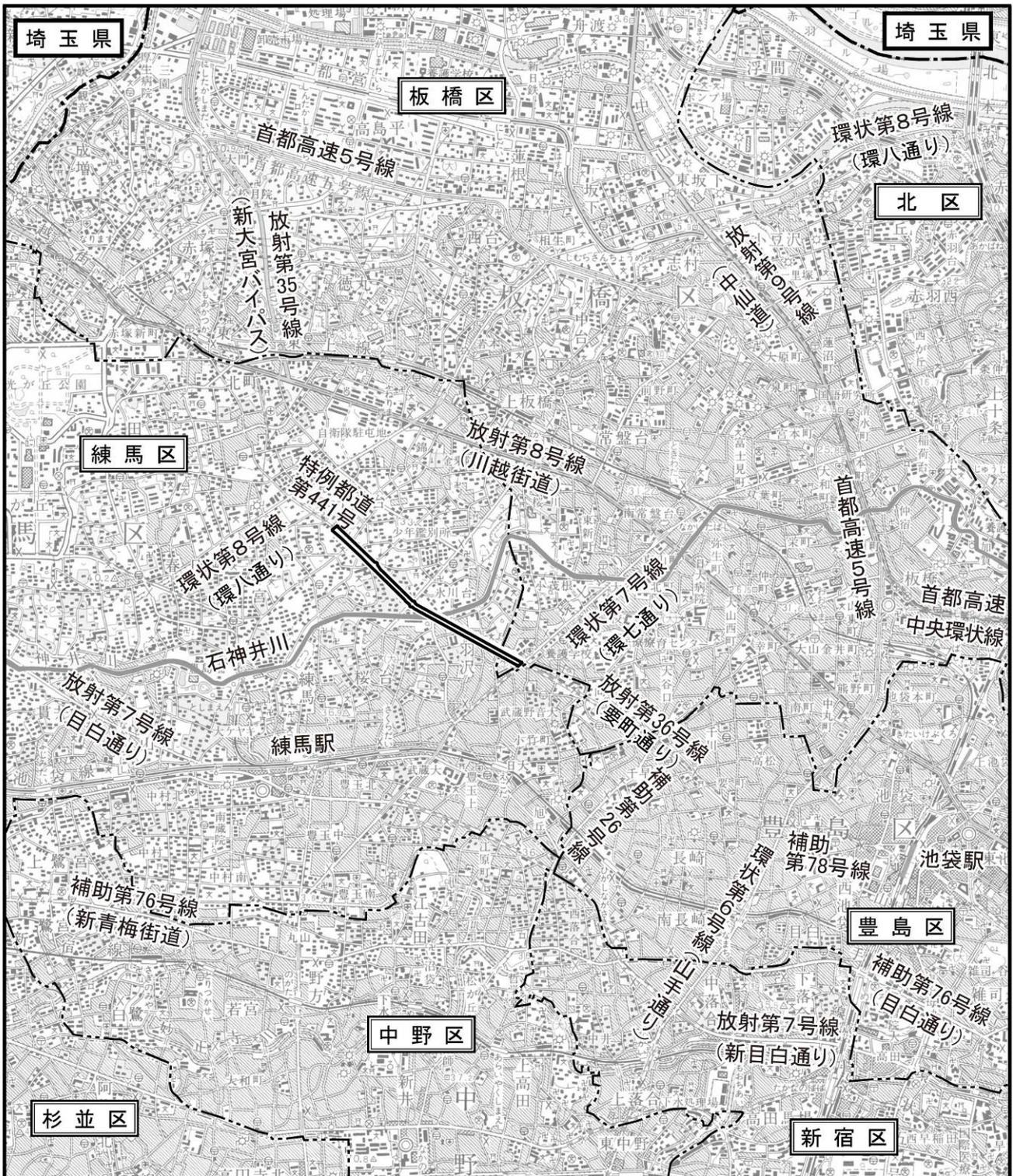
事業区間概要図は図 3-3 に、標準横断図は図 3-4 に、計画交通量は図 3-5 に示すとおりである。

表 3-1 事業計画の概要

項目	計画の概要
都市計画道路名	東京都市計画道路幹線街路放射第 35 号線 東京都市計画道路幹線街路放射第 36 号線
延長及び区間	延長：1.97km 起点：板橋区小茂根四丁目（環状第 7 号線交差部） 終点：練馬区早宮二丁目（補助第 237 号線交差部）
通過地域	板橋区、練馬区
道路規格	第 4 種第 1 級 ^{注 1)}
車線数	本線 4 車線
道路幅員	40.0～50.0m
設計速度	60km/時
道路構造	平面構造（一般部：約 1.94km、橋梁部：約 0.03km）
主要交差道路 （都市計画道路）	環状第 7 号線、補助第 234 号線、補助第 236 号線、 補助第 237 号線、放射第 35 号線 ^{注 2)}
計画交通量	令和 6 年度（2024 年度）：38,900～41,900 台/日 令和 18 年度（2036 年度）：27,900～38,800 台/日
供用開始	令和 6 年度（2024 年度）（予定）
工事期間	平成 27 年度～令和 5 年度（2023 年度）（予定）

注 1) 第 4 種第 1 級とは、「道路構造令」（昭和 45 年 10 月 29 日政令 320 号）で定められた道路の区分。

注 2) 主要交差道路の放射第 35 号線は、本事業の放射第 35 号線と放射第 36 号線の接続部から、環状第 7 号線にかけて計画されている道路。



凡例

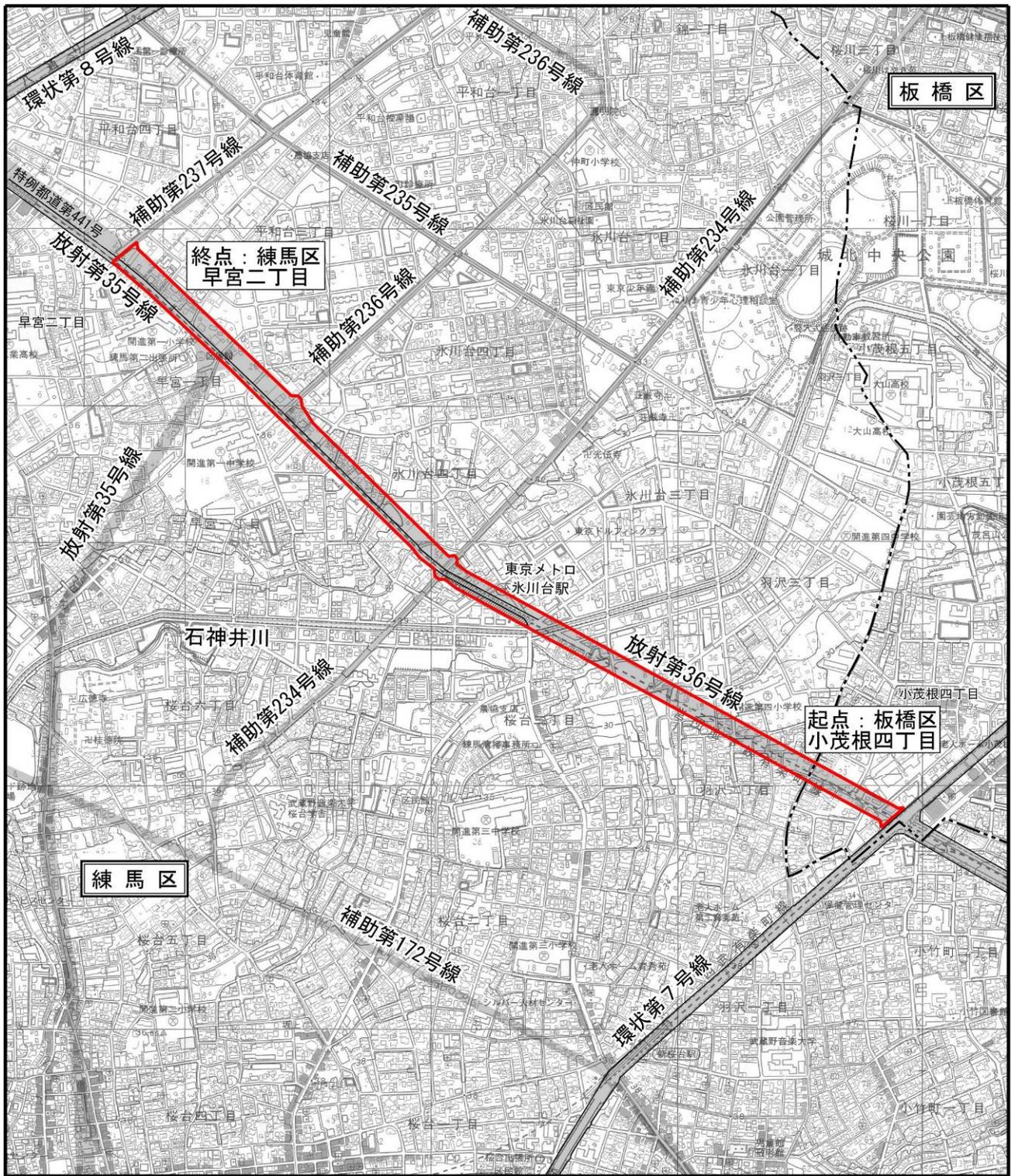
-  : 事業区間
-  : 都県界
-  : 区界



S = 1 : 50,000



図 3-1 事業区間周辺図



凡例

- : 事業区間
- : 区界
- : 都市計画道路



S = 1:12,000



※ 図中の都市計画道路は概ねの位置を表したものである。

図 3-2 事業区間位置図

平面図



縦断面図

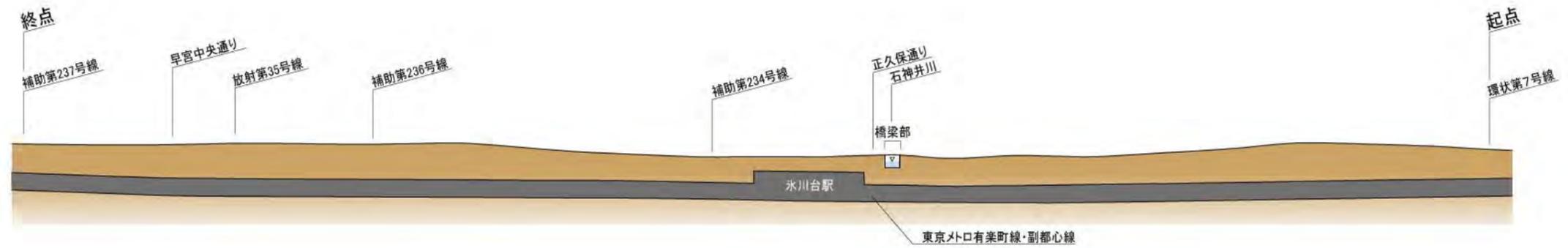
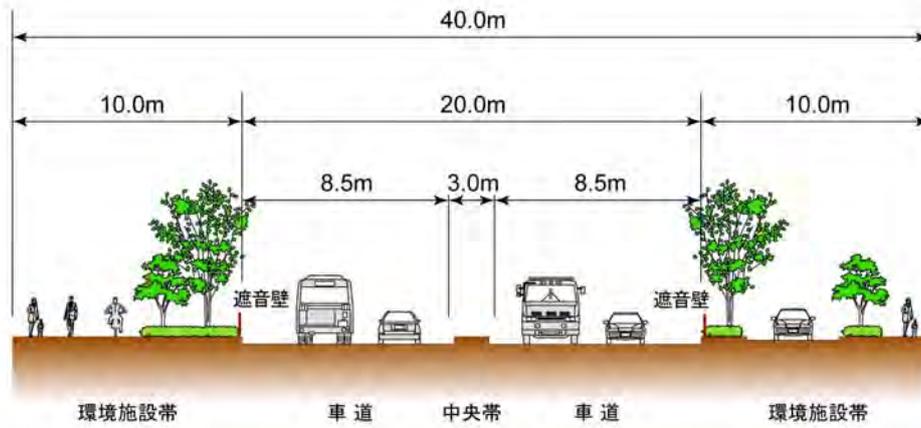
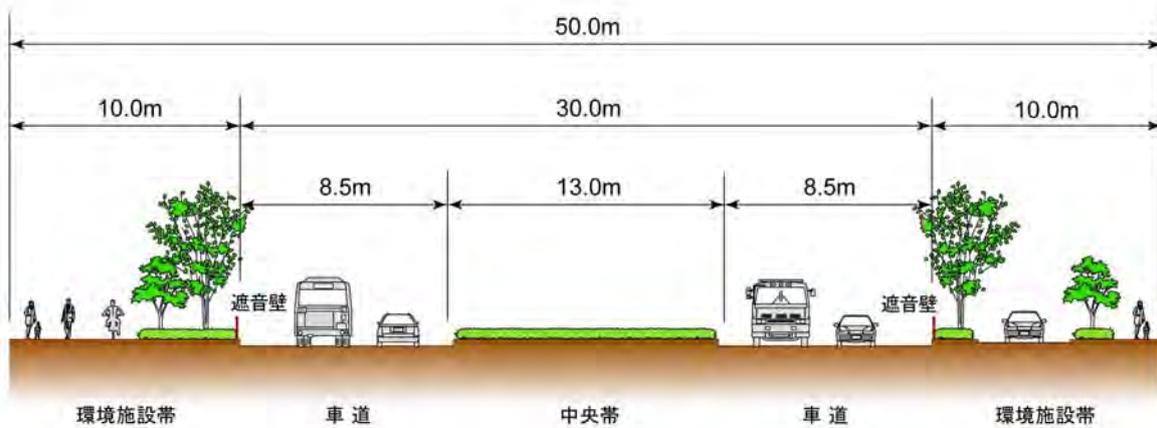


図 3-3 事業区間概要図（イメージ）



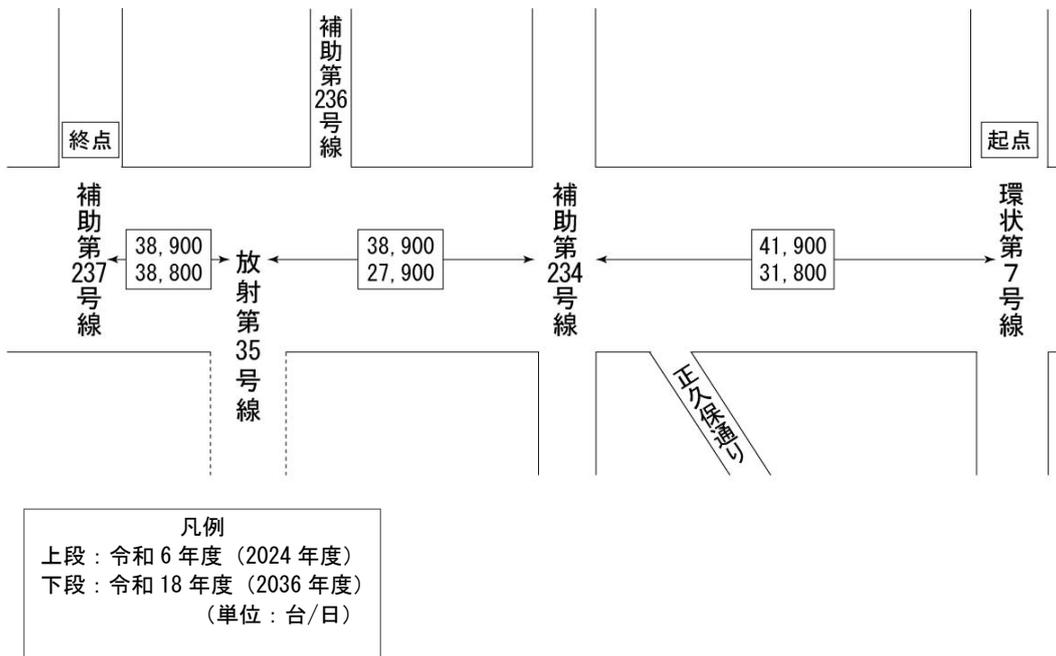
(幅員 40.0m区間)



(幅員 50.0m区間)

注) 遮音壁は必要に応じて設置します。

図 3-4 標準横断面図



注) 令和6年度（2024年度）：供用開始時点
 令和18年度（2036年度）：周辺道路網が概ね完成すると想定される時点

図3-5 計画交通量

4. 環境影響評価の手続の経過

4.1 環境影響評価手続の経過

本事業に係る環境影響評価手続の実施状況は、表 4.1-1 に示すとおりである。

表 3-1 事業計画の概要手続の実施状況

環境影響評価の手続	提出年月日	備考
環境影響評価調査計画書	平成 20 年 9 月 4 日	
環境影響評価書案	平成 21 年 12 月 17 日	
環境影響評価書案に係る見解書	平成 22 年 7 月 28 日	
環境影響評価書	平成 23 年 3 月 15 日	
着工届	平成 28 年 1 月 12 日	
事後調査計画書	平成 28 年 1 月 12 日	
変更届	平成 30 年 3 月 29 日	事業期間延伸

4.2 許認可等の状況

本事業に係る許認可等の状況は、表 4.2-1 に示すとおりである。

表 4.2-1 許認可等の状況

許認可等	根拠法令	許認可等年月日
都市計画決定	都市計画法第 15 条第 1 項	昭和 40 年 6 月 7 日 建設省告示第 1455 号
事業認可	都市計画法第 59 条第 2 項	平成 23 年 12 月 1 日 関東地方整備局告示第 433 号
事業変更	都市計画法第 63 条第 2 項	平成 30 年 3 月 29 日 関東地方整備局告示第 114 号